

音楽コンテンツのライセンス実務



株式会社リアルライツ 代表取締役 **秀間 修一**

要 約

音楽に関するコンテンツを大別すると、音楽著作物である「楽曲」と、それをアーティストが実演した「原盤」に分けることができる。本稿では、それらの音楽コンテンツのライセンス実務について、音楽業界以外にはあまり知られていないと思われる音楽出版ビジネスや原盤ビジネスの概要も交えて、紙幅の許す範囲で詳しく解説する。

楽曲については、そのほとんどの利用形態が JASRAC など著作権等管理事業者と呼ばれる専門家集団により集中的に管理されているので、個々の権利者が直接ライセンス業務を行う範囲は限られるが、原盤については、逆に集中管理の範囲が狭いので、個々の権利者によるライセンシングが大半となる。

そこで本稿では、楽曲については集中管理の実態を中心に解説し、原盤についてはライセンスの実態とライセンス担当者が注意すべきポイントを中心に解説する。

目次

1. 音楽コンテンツの種類と用語の整理
2. 権利や管理の側面から見た音楽コンテンツの特徴
3. 著作権等管理事業法による規制
4. 楽曲ライセンスの実務
 - (1) 主な著作権等管理事業者
 - (2) 使用料規程と管理手数料
 - (3) 著作権使用料の具体例
 - (4) 音楽出版社における再分配業務
 - (5) 翻訳権・編曲権の管理
5. 原盤ライセンスの実務
 - (1) 原盤の利用形態と権利関係の把握
 - (2) レコード会社へのライセンス
 - (3) 原盤印税
 - (4) レコード会社以外の利用者へのライセンス
 - (5) 指定団体・著作権等管理事業者による管理
 - (6) アーティストへの分配

解説に先立ち、「楽曲」と「原盤」の用語について補足説明する。

まず「楽曲」という用語だが、音楽著作物における「楽曲」とは、正しくは、「リズム」「メロディー」「ハーモニー」などの要素から構成される部分をいい、歌の文句である「歌詞」を含まない。しかし音楽業界では「楽曲」という用語を、著作権等管理事業者が用いる場合を除き、歌詞と楽曲を含めた音楽著作物のこととして用いる場合がほとんどである。そこで、本稿ではこれにならい、歌詞と楽曲を含めた音楽著作物を「楽曲」と表現することとした。なお、本稿では楽曲のうち日本の曲（日本人作者の創作による楽曲）のライセンスにしばって解説する。

「原盤」という用語は、厳密には、アーティスト（音楽業界では音楽の実演家をこう呼んでいる）の実演等を収録した磁気テープその他の記録媒体（つまり有体物）をいうが、本稿では、記録媒体に音を固定したもの（著作権法でいう「レコード」に相当し、無体物である）という意味で用いる。なお、音楽業界で「レコード」というと CD など録音物全般のことを指し、著作権法とは逆に有体物として捉えているので、混乱を避けるため、本稿では「レコード」を無体物の意味としては用いない。本稿で「レコード」とは録音物を意味するものとする。

1. 音楽コンテンツの種類と用語の整理

音楽コンテンツは、音楽著作物そのもの（以下「楽曲」という）と、音楽著作物を実演家が実演した音源（以下「原盤」という）とに大別することができよう。ライブ等を収録した映像物も音楽コンテンツといえるかもしれないが、ここでは除外し、「楽曲」と「原盤」について、それぞれライセンスの実態について解説する。

2. 権利や管理の側面から見た音楽コンテンツの特徴

音楽コンテンツには、権利の帰属や管理の方法の実態的側面から見て、他のコンテンツにはあまり見られない大きな特徴が2つある。

① 著作者と著作権者が異なっている→創作と所有の分離

1点目の特徴は、楽曲の著作者と著作権者が異なっていることである。

著作権は、映画の著作物のように著作者と著作権者が法律上分離させられている場合を除くと、その著作物の流通の段階でも著作者に帰属しているのが一般的と考えられるが、楽曲についてはそうではない。

器楽曲や合唱曲などを除く、いわゆるポピュラー音楽と呼ばれる楽曲の場合、その著作者である作詞者と作曲者は、著作権を楽曲の公表時まで音楽出版社に譲渡するのが一般的である。譲渡する支分権は著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）と第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）を含むすべての財産権、譲渡する地域は日本を含む全世界、譲渡する期間は10年間などの期限付きもあれば無期限（著作権存続期間中の譲渡）もある。

音楽出版社とは、自らが著作権者となって楽曲の利用の開発（いわゆるプロモーション活動）や著作権の管理を行い、著作権使用料（正確には「著作物利用料」というべきだが、本稿では、業界慣習にしたがって、このように表現する）を徴収し、その一部を契約にもとづいて著作者に分配することを事業目的とする業態であり、このようなビジネスを「音楽出版ビジネス」という。

このように、楽曲は、その公表時から著作者と著作権者が異なっており、いわば「創作と所有の分離」という実態がある。

このことは、原盤における実演家の権利についてもいえることで、実演家はほとんどの場合、レコーディングにより生じた著作隣接権を原盤制作者（著作権法上の「レコード製作者」に相当）に譲渡している。また、これにより原盤制作者はレコード製作者と実演家の両方の著作隣接権を取得することになるが、これをそっくりレコード会社（その原盤を複製して最初のレコードを発売するレコード会社）に譲渡する場合も少なくない。そうすると、原盤に関する最終的な著作隣接権者はレコード会社になる。これも、「創作と所有の分離」の一形態といえる。

② 集中管理方式が発達している→所有と管理の分離

集中管理とは、コンテンツの利用許諾等の管理業務を権利者から委託を受けた者が集中的に行うことをいうが、音楽コンテンツの場合、特に楽曲については集中管理方式が世界的に普及している。これが第2の特徴といえる。音楽出版社も管理楽曲のライセンス業務の全部または一部を管理事業者に委託しているケースがほとんどである。

原盤についても一部の利用形態については集中管理が行われているが、楽曲ほど集中度は高くない。

3. 著作権等管理事業法による規制

日本では、昭和14年に、著作権管理団体の健全な発展と著作物の利用の円滑化を図る目的で「著作権に関する仲介業務に関する法律」（通称「仲介業務法」）が制定され、小説、脚本、音楽の分野について一定の規制がなされていたが、平成12年11月、利用実態の変化への対応や規制緩和の流れを受け「著作権等管理事業法」が制定され、仲介業務法は廃止された。

著作権等管理事業法は仲介業務法に比べて緩やかな規制を基本とし、著作権や著作隣接権の管理業務の健全な発展を促すための必要最小限度の規制を行うものとなっている。

著作権等管理事業法では、「管理委託契約」に基づき、著作物・実演・レコード・放送または有線放送の利用の許諾その他の著作権又は著作隣接権の管理を行う行為を業として行うことを「著作権等管理事業」と定め、規制の対象としている。ただし、委託者（権利者）が人的関係、資本関係等において受託者（管理事業者）と密接な関係を有する者として文部科学省令で定めるものは除かれる（受託者の親族、受託者の親会社・子会社・関連会社等、受託者の役員などが該当）。

「管理委託契約」とは、委託者が受託者に著作物等の利用の許諾や著作権等の管理を行わせることを目的とする契約で、委託者が使用料の額を決定することとされているもの（これを「非一任型管理」という）以外のもの（つまり「一任型管理」のこと）をいう。したがって、非一任型管理による場合は管理委託契約に該当しないので、この法律の適用外となる。

管理委託契約の種別としては、委託者が受託者に著作権等を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする「信託契約」と、委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の

「取次ぎ」または「代理」をさせ、あわせて当該取次ぎまたは代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする「委任契約」の2種類を用意している。信託契約の場合、著作権や著作隣接権が受託者に移転するため、受託者自身が権利者となって無断利用者に対し差止請求や支払請求を行えるのに対し、委任契約の場合は、著作権等が移転しないので、そのような法的対応はとれないと解されている。

著作権等管理事業を行う者（著作権等管理事業者）は文化庁長官の登録を受ける必要がある。また、管理委託契約の種別・契約期間・使用料分配方法・管理手数料等の事項を記載した「管理委託契約約款」と、利用区分ごとの著作物等の使用料の額を記載した「使用料規程」を文化庁長官に届け出る必要がある。著作権等管理事業者になると、正当な理由なく著作物等の利用の許諾を拒んではならない（応諾義務）などの義務が生じる。

また、その利用区分におけるシェアが大きい事業者や、使用料規程がその利用区分における使用料の額の基準として広く用いられている事業者については、文化庁長官が「指定著作権等管理事業者」に指定することができる。

現在のところ、音楽の分野でいえば、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が「映画への録音」の区分を除くすべての利用区分で、また、一般社団法人日本レコード協会（RIAJ）と公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）が一部の利用区分で指定著作権等管理事業者の指定を受けている。指定著作権等管理事業者に指定されると、利用者団体から使用料規程に関する協議を求められたときは、これに応じる義務が生じる。

4. 楽曲ライセンスの実務

（1）主な著作権等管理事業者

文化庁に登録されている著作権等管理事業者のうち音楽著作物の管理を業務範囲としている事業者は本稿執筆時点で15事業者あるが、実際に音楽著作物の管理業務を開始している事業者のうち主なものは表1にある3事業者である（イーライセンス＝株式会社イーライセンス、JRC＝株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス）。

これら3事業者のうち音楽著作物の利用に係るすべての支分権と利用形態を管理しているのはJASRAC

のみである。管理委託契約の種別については、JASRACが信託契約を、他の2事業者は委任契約の「取次ぎ」の形態を採用している。

なお、この表にある「①演奏権等」には、演奏権、上演権、上映権、公衆送信権、伝達権及び口述権が含まれる（ただし、⑨⑩⑪の利用形態に係る権利は除かれる）、「②録音権等」には、録音権（複製権のうち楽曲を録音する権利）、頒布権及び録音物に係る譲渡権が含まれている（ただし、⑨⑩⑪の利用形態に係る権利は除かれる）。また、「④出版権等」には、出版権（複製権のうち楽曲を印刷、複写等により複製する権利）と出版物に係る譲渡権が含まれる。

音楽出版社は、すべての支分権・利用形態をJASRACに管理委託することもできるし、たとえば、⑤⑥⑦⑧の利用形態の管理をJASRAC委託から除外し、イーライセンスやJRCに委託したり、音楽出版社が自ら管理したり（これを「自己管理」という）することもできる。いずれの管理方法を選択するかは、著作者との契約（著作権譲渡契約）において定める。

（2）使用料規程と管理手数料

主な著作権等管理事業者が定めている著作権使用料と管理手数料の規程の概要をまとめたのが表2である。管理手数料とは、受託者が利用者から徴収した著作権使用料を委託者に分配するときに控除する手数料であり、これが受託者の収入となる。著作権使用料も管理手数料も支分権・利用形態別に異なるのが普通である。

音楽出版社が自己管理する利用形態については、著作権等管理事業法の適用外なので、応諾義務もなく、許諾する場合の著作権使用料も音楽出版社が自由に定めることができるが、実際は著作者との契約で、指定著作権等管理事業者（つまりJASRAC）の使用料規程に準じると定める場合が多い。

（3）著作権使用料の具体例

ここで、JASRACの使用料規程のうちオーディオ録音の規定を例に、実際に著作権使用料を計算してみよう。

JASRACの管理楽曲をレコード（オルゴールを除く）に録音するときの1曲あたりの著作権使用料（消費税抜）は、つぎの計算式で求めることができる。

消費税抜小売価格 × 6% ÷ 収録楽曲数 × 計算対象数量（最低単価は 8 円 10 銭）

（収録時間が 5 分以上の楽曲については、5 分を超えるまでごとに 1 曲として楽曲数を計算する）

この計算式に以下の CD を当てはめて計算すると、つぎのようになる。

- ・ CD の消費税抜小売価格は 2,500 円とする。
- ・ 収録楽曲数は 10 曲（いずれも JASRAC の管理曲とし、うち 5 分未満の曲が 7 曲、5 分以上 10 分未満の曲が 2 曲、10 分以上 15 分未満の曲が 1 曲）とする。
- ・ 計算対象数量は 200,000 枚とする。

○ 1 曲 1 枚あたりの使用料（使用料単価）の計算

・ 5 分未満の楽曲は、 $2,500 \text{ 円} \times 0.06 \div (7 + 4 + 3) = 10.71 \text{ 円}$

・ 5 分以上 10 分未満の楽曲は、 $10.71 \text{ 円} \times 2 = 21.42 \text{ 円}$

・ 10 分以上 15 分未満の楽曲は、 $10.71 \text{ 円} \times 3 = 32.13 \text{ 円}$

○ 1 曲あたりの使用料の計算

・ 5 分未満の楽曲は、 $10.71 \text{ 円} \times 200,000 = 2,142,000 \text{ 円}$

・ 5 分以上 10 分未満の楽曲は、 $21.42 \text{ 円} \times 200,000 = 4,284,000 \text{ 円}$

・ 10 分以上 15 分未満の楽曲は、 $32.13 \text{ 円} \times 200,000 = 6,426,000 \text{ 円}$

○ 使用料総額の計算

$(2,142,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 曲}) + (4,284,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 曲}) + (6,426,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 曲}) + \text{消費税 (8\%)} = 29,988,000 \text{ 円} + 2,399,040 \text{ 円} = 32,387,040 \text{ 円}$

このように、楽曲単位の使用料は収録時間が 5 分までを超えるごとに高くなるが、CD 1 枚あたりの使用料の総額は小売価格の 6% に変わりはない。なお、使用料算出の対象となる「計算対象数量」を求める際には、つぎのような規定がある。

| | EDI 控除適用 | EDI 控除非適用 |
|----------|----------|-----------|
| 個別契約の利用者 | 製造数の 95% | 製造数の 100% |
| 包括契約の利用者 | 出庫数の 75% | 出庫数の 80% |

※「EDI 控除」とは、JASRAC に対して電子的手段で申請・報告を行う利用者に対して認めている控除。ビデオグラム・出版・インタラクティブ配信などの使用料についても適用がある。「EDI」は Electronic Data Interchange（電子データ交換）の略。

※包括契約をしている利用者は JASRAC に対し、CD の発売期間中 3 か月ごとにその出庫数を報告することになる。

（４） 音楽出版社における再分配業務

音楽出版社は、著作権等管理事業者から分配を受けたり利用者から徴収したりして受け取った著作権使用料を著作者に分配するという大切な業務がある。この作業は「再分配」といわれている。

著作者に受領額の何割を分配するか（分配率）は著作権譲渡契約において定めるが、以下のいずれかである場合がほとんどである。

① 3 等分型…作詞者：4/12，作曲者：4/12（音楽出版者取分：4/12）

② 著作者・音楽出版社折半型…作詞者：3/12，作曲者：3/12（音楽出版者取分 6/12）

③ 上記の混在型…作詞者：3/12，作曲者：4/12（音楽出版者取分 5/12）

作詞者：4/12，作曲者：3/12（音楽出版者取分 5/12）

※作詞者や作曲者が複数いる場合は、著作区分ごとに人数按分される。

< 著作者に支払う著作権使用料の計算式 >

支払額 = 消費税抜著作権使用料受領額（著作権等管理事業者の管理手数料を控除後の金額） × 分配率 + 消費税

（５） 翻訳権・編曲権の管理

実は、音楽出版社が楽曲の管理をすべて著作権等管理事業者に委託している場合でも、翻訳権や編曲権等著作権法第 27 条に定める権利だけは音楽出版社が管理せざるを得ない事情がある。なぜなら、それらの権利については著作権等管理事業者が管理していないからだ。

このことは、たとえば利用者が著作権等管理事業者からカバーレコーディング（表 1 の②の管理区分）の許諾を受けた場合であっても、そのための編曲や翻訳（訳詞）の許諾までは得ていないことになり、編曲や訳詞をとまなうカバーレコーディングであれば、別途音楽出版社の許諾を得る必要があることを意味する。

5. 原盤ライセンスの実務

（１） 原盤の利用形態と権利関係の把握

原盤には実演家の権利（著作隣接権）とレコード製作者の権利（著作隣接権）と著作者の権利（著作権）

が内在している。

原盤のライセンスを担当する者にとって非常に重要なことは、原盤に関する権利関係を利用形態別に把握し、原盤をどのように利用するとこれらの権利者のどの権利が働くのか的確にしかも即座に判断できる知識を身につけることである。

というのも、原盤については、楽曲の場合と異なり、著作権等管理事業者に管理委託するのはほんの一部の利用形態にすぎず、ほとんどの利用形態については著作隣接権者が自己管理しているため、原盤の利用者から個々の著作隣接権者に直接問い合わせが入るからである。しかも著作隣接権は著作権に比べて権利が働くときの条件が複雑だ。

原盤の利用形態別に、実演家とレコード製作者と著作者のどの権利が働くのか、あるいは働かないのかを表にしたのが表3の「原盤の利用と権利の関係」である。この知識を習得することがライセンス担当者の条件となる。具体例をひとつ挙げて説明する。

たとえば、ある企業から「我が社の福利厚生の一環として社員の運動会を開き、その会場で御社が原盤の権利を持っているCD音源を流し、その運動会の模様を音声とともに収録してDVDを1,000枚製造し、社員に無料で配布したい」という問い合わせがあったでしょう。この場合、著作隣接権者であるレコード製作者と実演家にどのような権利が発生するか検討してみる。

表1：音楽の著作物を扱う主な著作権等管理事業者と管理する支分権・利用形態の範囲

| 管理区分 | JASRAC | イーライセンス | JRC |
|---------------|--------|---------|-----|
| ①演奏権等 | ○ | × | × |
| ②録音権等（⑤⑥⑦⑧以外） | ○ | ○ | ○ |
| ③貸与権 | ○ | ○ | × |
| ④出版権等 | ○ | ○ | × |
| ⑤映画への録音 | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ビデオグラム等への録音 | ○ | ○ | ○ |
| ⑦ゲームソフトへの録音 | ○ | ○ | ○ |
| ⑧コマーシャル送信用録音 | ○ | ○ | ○ |
| ⑨放送・有線放送 | ○ | ○ | × |
| ⑩インタラクティブ配信 | ○ | ○ | ○ |
| ⑪業務用通信カラオケ | ○ | ○ | × |

○：管理対象（管理委託契約約款に記載されている管理区分）

×：管理対象外（管理委託契約約款に記載されていない管理区分）

表2：音楽に関する主な著作権等管理事業者が定める著作権使用料と管理手数料

| 主な利用区分 | | JASRAC | イーライセンス | JRC |
|----------------|-----|-----------------------|---------|------|
| レコード | 使用料 | (小売価格の) 6% | 6% | 6% |
| | 手数料 | (分配額の) 6% | 5% | 5% |
| ビデオグラム (注1) | 使用料 | 4.5% | 4.5% | 6% |
| | 手数料 | 10% | 10% | 10% |
| 映画録音 (注2) | 使用料 | 内国曲：50,000円 外国曲：指値 | 指値(注3) | 指値 |
| | 手数料 | 20% | 10% | 5% |
| CM送信用録音 | 使用料 | 指値 | 指値 | 指値 |
| | 手数料 | 8%(注4) | 10% | 5% |
| インタラクティブ配信(注5) | 使用料 | 7.7% | 7.5% | 7.5% |
| | 手数料 | 11% | 10% | 10% |

(注1) ビデオグラムに関する使用料は、JASRACの場合、このほかに基本使用料（1分までごとに800円）が加算される。

(注2) 映画録音に関するJASRACの内国曲の使用料は一般娯楽映画の場合を記載（利用時間が1分を超え5分までの場合の金額）。

(注3) 「指値」とは委託者が指定する著作権使用料をいい、非一任型管理を意味する。

(注4) 使用料のうち300万円以下の部分について8%、300万円を超え1,000万円以下の部分については2%、1,000万円を超える部分については1%を適用する。

(注5) インタラクティブ配信に関する使用料はダウンロード形式の場合の原則的な料率を記載。いずれの管理事業者の場合も細分化して規定しているので、実際はこれと異なるケースが多い。

まず注意すべき点は、表3の最後の「録音物再生演奏」の欄にあるように、運動会の会場でレコード音源を流す（すなわち再生すること（著作権法上の演奏に該当）については、実演家にもレコード製作者にも権利が働かないことだ。著作者には演奏権が働く。

つぎに、運動会の模様を音声とともに収録することとそれを複製してDVDを1,000枚製造し、配布する行為について検討する。映像物を配布する権利は著作隣接権にはないが、CD音源を映像とともに収録する行為に対しては、実演家の録音権とレコード製作者の複製権が働く（表3の「複製」の3段目参照）。そして、その収録物をDVDとして増製することについては、レコード製作者には複製権が働くが実演家には何の権利も働かない（表3の「複製」の4段目を参照）。したがって、この利用行為については、実演家の権利については1回、レコード製作者の権利については2回、許諾権を行使することができる。

検討すべき事項はこれで終わらない。原盤のライセンス担当としては更に一步踏み込む必要がある。それは、運動会でCDを流す時、市販のCDをそのまま再生するのか、あるいは、運動会で使う曲をあらかじめCD-Rなどに録音するのかを確認することだ。その結果、事前の録音行為があれば、実演家の録音権とレコード製作者の複製権が働くので（表3の1段目参照）、ここでも権利行使を行える。

以上の検討結果をもとに許諾の有無、許諾する場合の使用料の額を決めることになる。

なお、原盤のライセンス担当者としては、原盤の利用形態における著作者の権利についても理解しておく必要がある。なぜなら、その原盤製作者が音楽出版社である場合、楽曲の権利も持っていることがあるからだ。その場合は、利用者に対し「楽曲の利用についてはJASRACに申請してください」などと注意喚起することができる。

（2）レコード会社へのライセンス

原盤製作者が制作した原盤の最大のライセンス先はレコード会社である。原盤製作者が制作した原盤についてレコード会社と締結する契約にはいくつかの種類があるが、そのうち主なものについて解説する。

① 原盤提供契約

原盤製作者が自らレコードの製造・販売を行う場合

を除き、原盤製作者が制作した原盤はレコード会社に提供され、レコード会社がその原盤を利用してレコードを製造・販売することになる。この場合、原盤製作者は原盤を提供するレコード会社をあらかじめ選定し、そのレコード会社に原盤を独占的に提供する契約を締結してから、原盤の制作に取り掛かるケースが多い。このときに原盤製作者とレコード会社との間で交わされる契約を筆者は「原盤提供契約」と呼んでいる。原盤提供契約は「譲渡契約」と「供給契約」に大別される。

（a）原盤譲渡契約

契約で定めたアーティストの実演に係る原盤を原盤製作者が契約期間中に独占的かつ継続的に制作し、レコード会社に対してそれらの原盤に関する著作隣接権を譲渡する契約形態がある。このような契約は「原盤譲渡契約」といわれている。

レコード会社に譲渡される著作隣接権には、レコード製作者の著作隣接権のみならず、原盤製作者がアーティストやその所属プロダクションから譲り受けた実演家の著作隣接権も含まれる。

原盤譲渡契約の場合、契約が終了しても、契約期間中にレコード会社に譲渡した原盤の著作隣接権が原盤製作者に復帰することはない。したがってレコード会社は、契約期間中に譲り受けた原盤を契約終了後も利用することができる。

（b）原盤供給契約

契約で定めたアーティストの実演に係る原盤を原盤製作者が契約期間中に独占的かつ継続的に制作し、制作した原盤の利用を契約期間中に限りレコード会社に独占的にライセンスする契約形態が「原盤供給契約」といわれるものだ。これは後に述べる「独占的利用許諾契約」の一種と考えることもできる。

原盤供給契約では、原盤製作者は、契約が終了すれば、そのレコード会社に提供した原盤を別のレコード会社に提供することが可能となる。

② 原盤利用許諾契約

レコード会社とあらかじめ原盤提供契約を結ばずに原盤を制作し、原盤の完成後に提供先レコード会社をさがして契約する場合もある。このようなケースでもレコード会社に著作隣接権を譲渡する例もまれにみら

れるが、多くの場合は「利用許諾契約」（ライセンス契約）と呼ばれる契約形態をとる。あるレコード会社と締結した原盤供給契約に基づいて制作した原盤を、その契約の終了後に別のレコード会社に提供するときの契約も同様だ。

利用許諾契約の場合、レコード会社には原盤をCDやDVDなどのパッケージ商品に複製し発売する権利のみを独占的に与え、音楽配信など他の利用形態については、許諾の範囲から除外するか、あるいは非独占的な許諾にすることもある。

③ 商品限定利用許諾契約

レコード会社と非独占的利用許諾契約を結ぶ場合の一形態に「商品限定利用許諾契約」と呼ばれるものがある。これは、対象となる原盤の利用を、あらかじめ特定したレコード1種類ないし2種類程度の商品に限定して非独占的に許諾する契約のことをいう。最近流行のコンピレーションと呼ばれるCDへの収録を許諾する場合は、ほとんどがこの契約形態をとっている。

(3) 原盤印税

原盤制作者は、原盤に関する権利を譲渡し、または利用許諾することの対価として、レコード会社から金銭的給付を受ける。これが「原盤印税」といわれるものだ。

原盤印税は、レコード会社がその原盤を複製して発売した商品を対象に、その消費税抜小売価格からジャケット代（または容器代）と呼ばれる経費（通常は消費税抜小売価格の10%）を控除した金額に印税率（標準的な料率は消費税抜小売価格の12%～18%程度）を乗じて得た1枚あたりの印税額（印税単価）に、計算対象数量（通常は在庫数の80%）を乗じることによって算出される。原盤譲渡契約の場合、原盤制作者は、契約の終了後もレコード会社から原盤印税を受け取ることができる。

原盤印税にはアーティストやプロデューサーなど原盤制作に関与した著作者以外のすべての者に対する報酬が含まれており、これらの者への支払いは原盤制作者が行う。

なお、楽曲の著作権使用料はレコード会社が負担し、レコード会社が、その楽曲の著作権を管理している著作権等管理事業者などの権利者に支払う。

<原盤印税の計算式>

$$\text{原盤印税} = (\text{レコードの消費税抜小売価格} - \text{ジャケット代}) \times \text{印税率} \times \text{計算対象数量} + \text{消費税}$$

(4) レコード会社以外の利用者へのライセンス

原盤はレコードとして発売するだけでなく、音楽配信、CM、映画、ゲームなどいろいろな媒体にも利用されるので、レコード会社以外の者に原盤の利用を許諾するケースも多く発生する。

原盤のこのような利用形態のうち主なものについて、ライセンスのポイントを簡単に解説する。いずれの場合も非独占的な利用許諾が原則となる。

原盤の利用の対価は、集中管理が行われている一部の利用形態を除くと、使用料規程によって定められているわけではない。権利者がその都度決定することになり、この点が楽曲の著作権使用料と異なる。

なお、以下の解説の中で、原盤使用料の具体的な数字を示す場合があるが、これはあくまでも筆者が経験したものを参考までに例示したものであり、必ずしも業界標準を示すものではない。

① CM

原盤をCM（コマーシャル）に利用する場合、放送することに関しては著作権隣接権が働かないので、原盤をCMの映像または音声に複製する行為を捕らえて権利を行使する。したがって、生（なま）CMの場合は許諾権が働かない。なお、CMをインターネットで流す場合は、送信可能化権が働く。

原盤使用料は原盤のランク、利用媒体、地域、期間などで異なるが、数百万円から一千万円程度が一般的か。新譜レコードが発売される予定の原盤については、そのレコードのプロモーションのために権利者サイドからCM利用を売り込むことも多いが、その場合は原盤使用料を免除することが多い。

② 映画

映画に原盤の利用（複製）を許諾する契約では、映画のタイトル、配給会社、上映規模、利用時間、利用回数、利用形態（映画の主題歌かエンディングテーマかBGMか）、二次利用の範囲（パッケージ化・テレビ放映・インターネット配信等）などを規定する。原盤使用料は、原盤のランク、映画の上映規模、利用時間・

回数・形態、二次利用の範囲等を参考にして決めるが、おおむね数十万円程度であろう。

なお、映画の二次利用のうちサントラ盤レコードの製造販売については、アーティストの専属の問題もあるため、許諾範囲から除外するが多い。

③ パチンコ

最近パチンコ台にアーティストやタレントのキャラクターを使用し、これに合わせて原盤を利用（複製）するケースが増えている。原盤の使用料は、製造する台数や原盤のランクにもよるが、通常は100万円～200万円程度と思われる。

④ 飛行機の機内放送

旅客機での機内放送番組の音楽チャンネルに原盤の利用（複製）を許諾する場合は、対象となる便数、エリア、期間等を考慮して使用料を決める。相場としては1曲数万円といったところか。

⑤ ゲームソフト

ゲームソフトに原盤の利用（複製）を許諾する場合の料金設定の考え方は、ゲームセンターなどの業務用ソフトと一般市販用ソフトで異なる。業務用ソフトの場合は、製造数量が少ないことから原盤使用料は一括払いとするのが普通で、一般的な使用料は1曲につき30万円～50万円程度だろうか。これに対し、一般市販用ソフトの場合は、最終的な製造数量を前もって予測できないため印税方式によるのが普通だ。1曲1本あたりの一般的な単価は10円～20円あたりか。

なお、オンラインゲームの場合は、ゲームソフトに原盤を複製する権利（複製権）と、そのソフトをサーバーにアップロードする権利（送信可能化権）の2つの権利が働く。

⑥ 音楽配信

原盤をインターネット回線や携帯電話回線等を通じて自動公衆送信する「音楽配信」に許諾する契約において定めるべき事項はつぎのようなものだ。

- (a) 契約対象原盤・配信形態・配信端末の特定
- (b) 独占的ライセンスか非独占的ライセンスかの区別
- (c) 契約期間・配信開始日・販売価格

ライセンス契約の場合、価格決定権はライセンサー（利用者）にあることに注意する。

(d) 原盤印税・契約金・最低保証金

原盤印税は、ダウンロード形式の配信の場合、パソコン向け配信では、ダウンロード1回につき販売価格の40%～60%程度、携帯電話やスマートフォン向けの場合は、ダウンロード1回につき販売価格の50%～67%程度が一般的な料率と思われる。

(5) 指定団体・著作権等管理事業者による管理

レコード製作者と実演家が有する二次使用料請求権と貸与報酬請求権は文化庁長官が指定する団体だけが管理できることになっており、レコード製作者の報酬請求権についてはRIAJが、実演家の報酬請求権については芸団協が指定を受けて管理している。また、私的録音補償金については一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）が一括して管理し、そのうちレコード製作者の取分をRIAJへ、実演家の取分を芸団協へ分配している。

各レコード製作者は、RIAJまたはRIAJに権利委任している一般社団法人日本音楽出版社協会（MPA）を通じて、各実演家は、芸団協に権利委任している一般社団法人日本音楽制作者連盟（FMPJ）や一般社団法人日本音楽事業者協会（音事協）や一般社団法人実演家権利処理合同機構（MPN）などを通じて権利を行使することになる。

また、RIAJや芸団協は、著作権等管理事業者として、貸与権や放送用録音や一部の送信可能化権などの著作隣接権（許諾権）についても管理を行っている。

(6) アーティストへの分配

原盤製作者は、レコード会社と原盤提供契約を交わす前提条件として、契約の対象となるアーティスト（またはアーティストと専属契約を結んでいるプロダクション）とレコーディングに関する独占契約を結んでおかなければならない。

アーティストとは専属ではなく単発の契約を結ぶケースもあるが、その場合は、レコード会社とも単発の利用許諾契約か譲渡契約を結ぶことになる。

原盤製作者はレコーディング契約で、アーティストが有する実演家の著作隣接権の譲渡を受けるので、実演家の著作隣接権の行使は原盤製作者が行うことになる。そして、原盤製作者が利用者から受け取った原盤印税のなかからアーティストに実演の対価を支払う。

実演の対価は印税方式が一般的で、この印税を「実演家印税」「アーティスト印税」「歌唱印税」などと呼んでいる。印税率は意外と低く、レコードの小売価格の1%から高くても4%くらいである（例外的には二桁の料率もあるようだ）。

なお、音楽配信に関する実演家印税についてだが、ダウンロード形式の場合は販売価格を対象とし、印税率はレコードの場合より高いのが一般的である。このとき、ジャケット代控除は設けず、計算対象数量は課金対象販売数とするのが普通だ。ストリーミング形式

の場合は、原盤制作者が配信事業者から受け取った原盤印税を対象に計算されるが、料率についてはバラツキがあり、業界標準はまだ確立されていないようだ。

＜実演家印税の計算式＞（ジャケット代と計算対象数量は原盤印税と同じ考え方）

$$\text{実演家印税} = (\text{レコードの消費税抜小売価格} - \text{ジャケット代}) \times \text{印税率} \times \text{計算対象数量} + \text{消費税}$$

表3：原盤の利用と権利の関係

(○：許諾権あり △：報酬請求権あり ×：権利なし)

| 原盤の利用形態 | | 権利者 | 実演家 (著作隣接権) | レコード製作者 (著作隣接権) | 著作者 (著作権) | |
|-------------|----------------|------------------------|----------------|--------------------|----------------------|-----------------|
| 複製 | 録音物への複製 | | ○録音権 | ○複製権 | ○複製権 | |
| | 上記録音物の増製 | | ○録音権 | ○複製権 | ○複製権 | |
| | 録画物への録音 | | ○録音権 | ○複製権 | ○複製権 | |
| | 上記録画物の増製 | | × | ○複製権 | ○複製権 | |
| | 上記録画物の音のみ複製 | | ○録音権 | ○複製権 | ○複製権 | |
| | 私的複製 | アナログ方式での複製 | | × | × | × |
| | | 政令指定機器・機材によるデジタル方式での複製 | | △私的録音補償金請求権(注1) | △私的録音補償金請求権(注1) | △私的録音補償金請求権(注1) |
| | | 上記以外のデジタル複製 | | ×(注1) | ×(注1) | ×(注1) |
| | 放送用一時固定 | 局制作番組 | × | × | × | |
| | | 外部制作番組 | ○録音権 | ○複製権 | ○複製権 | |
| | 有線放送用一時固定 | 局制作番組 | × | × | × | |
| | | 外部制作番組 | ○録音権 | ○複製権 | ○複製権 | |
| CMへの複製 | 局制作CM | × | × | × | | |
| | 外部制作CM | ○録音権 | ○複製権 | ○複製権 | | |
| 貸与 | 商業用レコードの貸与 | | ○貸与権 | ○貸与権 | ○貸与権 | |
| | | | 発売後1年間 | | | |
| | | | 発売後2年日以降 | △貸与報酬請求権 | △貸与報酬請求権 | |
| 非商業用レコードの貸与 | | | ×(注2) | ×(注2) | ○貸与権 | |
| 譲渡 | 録音物の一次譲渡 | | ○譲渡権 | ○譲渡権 | ○譲渡権 | |
| | 録音物の二次譲渡(中古販売) | | × | × | × | |
| 公衆送信 | 放送 | 商業用レコードの放送 | △二次使用料請求権 | △二次使用料請求権 | ○公衆送信権 | |
| | | 非商業用レコードの放送 | ×(注3) | ×(注3) | ○公衆送信権 | |
| | 有線放送 | 商業用レコードの有線放送 | △二次使用料請求権 | △二次使用料請求権 | ○公衆送信権 | |
| | | 非商業用レコードの有線放送 | ×(注3) | ×(注3) | ○公衆送信権 | |
| | 自動公衆送信 | 送信可能化すること | ○送信可能化権 | ○送信可能化権 | ○公衆送信権 (送信可能化権含む) | |
| | | 送信すること | × | × | | |
| 録音物の再生演奏 | | | × | × | ○演奏権 | |

(注1) 違法サイトから違法サイトであることを知りつつ録音する場合は、私的使用目的であっても許諾権が働く。
 (注2) 権利制限規定に基づいて作成した非商業用レコードを貸与すると、レコード製作者の複製権と実演家の録音権が働く。
 (注3) 権利制限規定に基づいて作成した非商業用レコードを放送・有線放送すると、レコード製作者の複製権、実演家の録音権・放送権・有線放送権が働く。

(原稿受領 2014. 8. 19)